

和解勧告

当裁判所は、これまでの審理の結果、原告は、何ら悪意なくその場に居合わせただけであるのに、担任教諭から原告が他者の意思に反して無理やりその場にいたかのように誤って決めつけられ、不当に居残り掃除や小用以外の離席禁止を言い渡されるなどしたものと認める。当裁判所は、原告の名誉が回復され、精神的苦痛が慰謝されることを望むものであるが、その方法については、できる限り速やかで、悪意ある目にさらされる懸念のない方法が望ましいと思料することから、本件を別紙の和解条項による裁判上の和解で解決することを勧告する。